

参 考 資 料

第96号議案	業務委託契約締結の件（みのおキューズモール内における証明書等の交付請求の受付及び引渡しに関する業務）	3
第97号議案	業務委託契約締結の件（箕面市立萱野中央人権文化センターにおける証明書等の交付請求の受付及び引渡しに関する業務）	7
第98号議案	業務委託契約締結の件（箕面市立東生涯学習センターにおける証明書等の交付請求の受付及び引渡しに関する業務）	11

業務委託契約書

収入印紙

1 委託業務の名称	みのおキューズモール内における証明書等の交付請求の受付及び引渡しに関する業務											
2 委託業務場所	箕面市立みのお市民活動センター											
3 履行期間	着手 令和 2 年（2020年） 4 月 1 日 から 完成 令和 7 年（2025年） 3 月 31 日 まで (地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約)											
4	業務委託料	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	うち取引に係る消費税及び地方消費税											
5 契約保証金	<ul style="list-style-type: none"> ・現金 ○免除 ・有価証券 契約規則第26条第7号 											
6 適用除外条項	第2条											

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は仮契約として締結するものであり、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第34条第3項の規定により議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得られたときに本契約としての効力が生ずるものとする。

令和元年（2019年）11月14日

発注者

大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 **倉田哲郎** ㊞

受注者

所在地 箕面市坊島四丁目5番20号

商号又は名称 特定非営利活動法人 市民活動フォーラムみのお

代表者氏名 理事長 須貝昭子 ㊞

(省略)

(別紙)

業務委託料は以下の人件費（単価×交付件数×5年）と固定費を合算した額とする。

なお、交付件数については実績件数とする。

1. 人件費は単価で定め、以下のとおりとする。

業務委託単価

項目	単価
人件費	51.7円
うち取引に係る消費税及び地方消費税	4.7円

2. 固定費は総額で、以下のとおりとする。

業務委託固定費総額

項目	総額
固定費	386,320円
うち取引に係る消費税及び地方消費税	35,120円

※固定費とは委託業務に必要となる備品にかかる費用である。

業務委託契約書

収入印紙

1 委託業務の名称	箕面市立萱野中央人権文化センターにおける証明書等の交付請求の受付及び引渡しに関する業務											
2 委託業務場所	箕面市立萱野中央人権文化センター											
3 履行期間	着手 令和 2 年（2020年） 4 月 1 日 から 完成 令和 7 年（2025年） 3 月 31 日 まで (地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約)											
4	業務委託料	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	うち取引に係る消費税及び地方消費税											
5 契約保証金	・現金 ○免除 ・有価証券 契約規則第26条第7号											
6 適用除外条項	第2条											

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は仮契約として締結するものであり、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第34条第3項の規定により議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得られたときに本契約としての効力が生ずるものとする。

令和元年（2019年）11月14日

発注者

大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 倉田哲郎 ㊞

受注者

所在地 箕面市萱野二丁目11番4号

商号又は名称 特定非営利活動法人 暮らしづくりネットワーク北芝

代表者氏名 代表理事 堀橋伸夫 ㊞

(省略)

(別紙)

業務委託料は以下の人件費（単価×交付件数×5年）と固定費を合算した額とする。

なお、交付件数については実績件数とする。

1. 人件費は単価で定め、以下のとおりとする。

業務委託単価

項目	単価
人件費	51.7円
うち取引に係る消費税及び地方消費税	4.7円

2. 固定費は総額で、以下のとおりとする。

業務委託固定費総額

項目	総額
固定費	397,210円
うち取引に係る消費税及び地方消費税	36,110円

※固定費とは委託業務に必要となる備品にかかる費用である。

業務委託契約書

収入印紙

1 委託業務の名称	箕面市立東生涯学習センターにおける証明書等の交付請求の受付及び引渡しに関する業務											
2 委託業務場所	箕面市立東生涯学習センター											
3 履行期間	着手 令和 2 年（2020年） 4 月 1 日 から 完成 令和 7 年（2025年） 3 月 31 日 まで (地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約)											
4	業務委託料	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	うち取引に係る消費税及び地方消費税											
5 契約保証金	<ul style="list-style-type: none"> ・現金 ○免除 ・有価証券 契約規則第26条第7号 											
6 適用除外条項	第2条											

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は仮契約として締結するものであり、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第34条第3項の規定により議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得られたときに本契約としての効力が生ずるものとする。

令和元年（2019年）11月14日

発注者

大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 **倉田哲郎** 印

受注者

所在地 箕面市箕面五丁目11番23号

商号又は名称 公益財団法人 箕面市メイプル文化財団

代表者氏名 理事長 小枝正幸 印

(省略)

(別紙)

業務委託料は以下の人件費（単価×交付件数×5年）と固定費を合算した額とする。

なお、交付件数については実績件数とする。

1. 人件費は単価で定め、以下のとおりとする。

業務委託単価

項目	単価
人件費	51.7円
うち取引に係る消費税及び地方消費税	4.7円

2. 固定費は総額で、以下のとおりとする。

業務委託固定費総額

項目	総額
固定費	408,815円
うち取引に係る消費税及び地方消費税	37,165円

※固定費とは委託業務に必要となる備品にかかる費用である。

